

## 令和5年第4回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

1. 招集年月日 令和5年6月5日（令和5年5月29日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 議 令和5年6月16日（金） 午後1時15分  
           散会 午後1時57分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 13名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀	3番	野田 佳文	4番	日高八重美
5番	瀧田 均	6番	平野 一成	7番	和田 文雄	8番	宮田 博
9番	漆谷 光夫	10番	大屋 光宏	11番	中村 昌史	12番	辰田 直久
13番	石橋 純二						

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋 良治	副町長	日高 輝和	総務課長	大賀 定
情報みらい創造課長	柳川 修司	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	三上 和彦
町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	小笠原誠治	産業支援課長	白須 寿
建設課長	上田 修	水道課長	沖野 弘輝	保健課長	坂本 晶子
羽須美支所長	三上 徹	瑞穂支所長	三浦 康孝		
教育長	大橋 覚	学びのまち総務課長	植田 啓司	学びのまち推進課長	高瀬 満晃

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 植田 靖子

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
1番	奈須 正宜	2番	鍵本 亜紀

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

# 令和5年第4回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和5年6月16日（金）午後1時15分開議

## 開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第3 同意第14号 邑南町農業委員会委員の任命の同意について
- 日程第4 議案第50号 令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号について
- 日程第5 議案第42号 邑南町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第43号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第44号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第45号 財産の取得について  
(小型動力ポンプ付軽四輪駆動消防車（2台）購入)
- 日程第9 議案第47号 令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第1号について
- 日程第10 議案第48号 令和5年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第1号について
- 日程第11 議案第49号 令和5年度邑南町下水道事業特別会計  
補正予算第1号について
- 日程第12 発委第4号 邑南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例  
の制定について
- 日程第13 発委第5号 邑南町議会基本条例の一部改正について
- 日程第14 閉会中の継続審査または継続調査の付託について

日程第15 議員派遣について

# 令和5年第4回邑南町議会定例会議事日程（第5号の追加1）

令和5年6月16日（金）

追加日程第1 発委第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

令和5年第4回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

【令和5年6月16日（金）】

—— 午後1時15分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告、発言の訂正 ）

●石橋議長（石橋純二） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。ここで本日の議事日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。植田学びのまち総務課長より6月14日の本会議におきまして、奈須議員の一般質問に対する答弁で、第28回全国障害者スポーツ大会と発言した部分を、第29回全国障害者スポーツ大会に訂正したい旨の申出がありました。会議録を訂正いたしますので、御了承願います。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第1。会議録署名議員の指名をいたします。1番奈須議員。2番鍵本議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 陳情第1号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第2。陳情第1号地方財政の充実強化を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。本定例会において、陳情第1号地方財政の充実強化を求める意見書の提出を求める陳情が、総務教民常任委員会に付託されております。陳情第1号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●平野委員長（平野一成） 議長、6番。

●石橋議長（石橋純二） はい、平野総務教民常任委員会委員長。

（平野総務教民常任委員会委員長登壇）

●**平野委員長（平野一成）** 陳情審査の報告を行います。令和5年6月16日、邑南町議会議長、石橋純二様。総務教民常任委員会委員長、平野一成。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、陳情審査報告について。受理番号陳情第1号。付託年月日令和5年6月5日。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情。審査結果、採択。委員会の意見です。この陳情は邑南町職員連合労働組合執行委員長、原拓矢氏から提出されたもので、地方自治体は急激な少子高齢化にともなう、医療介護など社会保障制度の整備、子育て施策、地域活性化策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められている。また、新型コロナウイルス対策、近年多発する大規模災害への対応にも迫られている。こうした状況下で、各施策分野の充実強化をはかり、地域の安心・安全を支える公共サービスの充実確保を基本とする自治体予算編成を確立するためにも、地方財政の充実強化を求める意見書を国会及び政府に提出することを求めるものであります。内容的に、近年の実情に合った新たな課題についても盛り込まれ、必要な内容が網羅されており、陳情の趣旨はよく理解できるので採択すべきと全会一致しました。措置、願意に沿い、関係機関に意見書を提出することが適当である。以上でございます。

●**石橋議長（石橋純二）** 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●**石橋議長（石橋純二）** 無いようですので、質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●**石橋議長（石橋純二）** これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である陳情第1号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●**石橋議長（石橋純二）** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採択とすべきものであります。陳情第1号地方財政の充実強化を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、陳情第1号地方財政の充実強化を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、採択することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第3 同意第14号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第3。同意第14号邑南町農業委員会委員の任命の同意についてを、議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●石橋議長(石橋純二) はい、石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 同意第14号の提案理由を御説明申し上げます。邑南町農業委員会委員の任命の同意について、でございますが、委員の辞任にともなう農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。なお、詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので、御確認ください。

※(令和5年6月16日 配布された議案の詳細説明)

同意第14号(産業支援課)

邑南町農業委員会委員の任命の同意について、ご説明申し上げます。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、「委員は、町長が議会の同意を得て任命する」とされております。この度、委員の辞任に伴う農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。同意第14号の服部耕二(はっとりこうじ)氏は、邑南町中野にお住まいの農業者でございます。農業委員会等に関する法律第8条第5項に「認定農業

者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない」と規定されております。辞任された日野静則（ひのしずのり）氏も農業者でありましたので、認定農業者の人数は過半数を満たしております。以上、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め、次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。同意第14号邑南町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、同意第14号邑南町農業委員会委員の任命の同意については同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 議案第50号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4。議案第50号令和5年度邑南町一般会計補正予算第



2号についてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい、石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第50号の提案理由を御説明申し上げます。議案第50号、令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ7,382万2,000円を追加するものでございます。なお、詳細につきましては、お手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますので、御確認ください。

※（令和5年6月16日 配布された議案の詳細説明）

議案第50号（財務課）

令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号について、ご説明いたします。この度の補正は、主なものとして、1つ目が、4月1日付けの職員数や人事異動によって、人件費の減額や組み替えを行うものです。減額の主な理由は、当初予算では、一般会計及び特別会計合わせた正規職員、再任用職員及び任期付フルタイム職員の人件費を220名分見込んでいましたが、実人員が212名となったことによるもので、一般会計のみでも減額です。2つ目が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が配分されることに伴う電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費及び事務費の追加、邑南町畜産経営継続支援給付金給付事業費（臨時交付金）の追加、農業経営緊急支援事業費（臨時交付金）の追加、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費の追加です。歳入では、地方創生拠点整備交付金を追加し、まちづくり推進基金繰入金、道の駅瑞穂整備事業債を減額しています。予算書の1ページです。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ7382万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億133万4000円とするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しています。予算書の1ページの第2条の地方債の補正は、5ページの「第2表地方債補正」で定めています。変更分は、道の駅瑞穂整備事業債を1億9580万円減額の3億1520万円とするものです。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の限度額41億4694万7000円から1億9580万円減額して、39億5114万7000円とするものです。補正予算の内容を、「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明します。4ページです。歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目

総務費国庫補助金は、2億8901万6000円の追加です。この主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が8293万8000円の追加、地方創生拠点整備交付金が2億607万3000円の追加です。3目民生費国庫補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費補助金が28万6000円の追加です。10目教育費国庫補助金は、学校保健特別対策事業補助金（感染症対策継続支援事業）が495万円の追加です。15款県支出金、2項県補助金、6目農林水産業費県補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金が12万4000円の減額です。18款繰入金、2項基金繰入金は、1目財政調整基金繰入金が1927万円の減額です。これにより、財政調整基金の令和5年度末残高見込みは5億9516万7000円となります。11目まちづくり推進基金繰入金が1030万円の減額、22目まち・ひと・しごと創生基金繰入金が11万円の追加です。6ページです。20款諸収入、5項雑入、2目雑入は、財団法人自治総合センターコミュニティ助成金が490万円の追加です。21款町債、1項町債、2目総務債は、道の駅瑞穂整備事業債が1億9580万円の減額です。8ページです。歳出です。まず、人件費について説明します。正規職員、再任用職員及び任期付フルタイム職員の一般会計及び特別会計を合わせて人件費は、3260万6000円の減額です。補正予算資料の給与費明細書では、一般会計の会計年度任用職員を含めた一般職の人件費は総額で、報酬が61万9000円の減額、給料が1026万3000円の減額、職員手当が214万7000円の減額、共済費が469万4000円の減額となっています。人件費の増減については、各費目に亘っています。各費目ごとに説明をします。1款議会費、1項議会費は、職員給与費及び任期付短時間勤務職員人件費の追加などで、59万1000円の追加です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動による職員給与費が5580万9000円の減額、遊具事故による治療費及び交通費が、97万9000円の追加です。4目会計管理費は、島根県農業協同組合島根おおち地区本部の農協役場事務所派出業務が8月末で終了することによる派出業務負担金7ヶ月分として105万円の減額です。6目企画費は、013自治総合センター補助事業01一般コミュニティ助成事業が、490万円の追加です。県下で20件の内、当初1件を予算化していますが、今回2件分が追加となったものです。10ページです。044企業版ふるさと納税事業費として、中間支援業者への手数料支払いのため、11万円の追加です。12ページです。2款総務費、6項監査委員費は、報酬の改定による40万3000円の追加です。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、005国民健康保険事業特別会計繰出金が150万8000円の減額、036電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費が、住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象とし、1世帯当たり3万円給付する事業で、5584万4000円の追加です。14ページです。3項生活保護費、1目生活保護総務費は、001

生活保護総務費 04 生活保護システム改修事業費が 57 万 2000 円の追加です。16 ページです。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は、003 定住促進飲用井戸等設置事業が 260 万円の追加、005 下水道事業特別会計繰出金（生活排水等）が 17 万 8000 円の追加、006 直営診療所事業特別会計繰出金が 793 万円の減額です。18 ページです。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は、001 邑南町農林総合事業費 09 邑南町畜産経営継続支援給付金給付事業費（臨時交付金）が 1014 万 9000 円の追加、15 農業経営緊急支援事業費（臨時交付金）が 1200 万円の追加です。5 目農地費は、006 下水道事業特別会計繰出金（農業集落排水）が 106 万 4000 円の追加です。20 ページです。8 款土木費、1 項土木管理費、3 目下水道費は、001 下水道事業特別会計繰出金（特定環境保全公共下水道）が 11 万 9000 円の減額です。24 ページです。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、030 教育総務費「新型コロナウイルス」対策費 05 感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費が 990 万円の追加です。28 ページです。10 款教育費、4 項社会教育費、2 目公民館費は、006 公民館改修事業費 19 矢上交流センターエアコン改修事業費が 198 万 5000 円の追加です。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめ予算書のページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は、反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議

案第50号令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第50号令和5年度邑南町一般会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第5 議案第42号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第5。議案第42号邑南町税条例の一部改正についてを議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第42号邑南町税条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第42号邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第6 議案第43号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第6。議案第43号邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第43号邑南町国民健康保険税条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第43号邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第7 議案第44号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第7。議案第44号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第44号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第44号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第8 議案第45号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第8。議案第45号財産の取得についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第45号財産の取得に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第45号財産の取得につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第9 議案第47号 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第9。議案第47号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第47号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、議案第47号令和5年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定いたしました。



( 日程第 10 議案第 48 号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 10。議案第 48 号令和 5 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 48 号令和 5 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第 48 号令和 5 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、原案のとおり決定いたしました。



( 日程第 11 議案第 49 号 )

●石橋議長（石橋純二） 日程第 11。議案第 49 号令和 5 年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてを、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第49号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号に、賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、議案第49号令和5年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第12 発委第4号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第12。発委第4号邑南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●漆谷委員長（漆谷光夫） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議会運営委員会委員長。

（漆谷議会運営委員会委員登壇）

●漆谷委員長（漆谷光夫） 発委第4号。令和5年6月16日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、議会運営委員会委員長、漆谷光夫。邑南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされ、令和5年3月1日から施行されております。これを確かなものにするために、邑南町に対し請負を邑南町議会議員が各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要などを議長に報告し、報告の内容を議長が公表することとするなど、議員個人による請負の状況の透明性を確保し議会運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、今回条例を制定しようとするものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用します



。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

（漆谷議会運営委員会委員降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第4号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第4号邑南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第13 発委第5号 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第13。発委第5号邑南町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●漆谷委員長（漆谷光夫） 議長、9番。

●石橋議長（石橋純二） はい、漆谷議会運営委員会委員長。

（漆谷議会運営委員会委員長登壇）

●漆谷委員長（漆谷光夫） 発委第5号。令和5年6月16日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、議会運営委員会委員長、漆谷光夫。邑南町議会基本条例の一部改正について。上記の議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。提案理由、条例予算決算など議会が議決しなければならない事件は、地方自治法第96条第1項で定められております。これら以外のものを議決事件とする場合は、地方自治法第96条第2項により条例で定める必要があります。邑南町は、邑南町議会基本条例第8条に邑南町総合振興計画の制定及び改廃に関することと明記し、町政各分野の基本的な方向性を定める計画の制定及び改廃に関するのうち、議長が必要と認めるものを議決事件としておりましたが、曖昧な文言では実際に何が議案となるのか一義的に特定できないとの判断もあり、個別計画名を具体的に明記するために改正するものです。今後新たに議決事件としての計画を制定する場合は、邑南町議会基本条例の改正を行ってから上程となります。附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の際、現に制定されている計画についてはこの条例による改正後の第8条の規定により議決されたものとみなします。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（漆谷議会運営委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。  
。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第5号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) 全員賛成。したがって、発委第5号邑南町議会基本条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) ここで休憩に入らせていただきます。それではただ今から10分間の休憩を行います。再開は、午後1時50分とさせていただきます。

—— 午後 1時 41分 休憩 ——

(追加日程 第5号の追加1の配布)

—— 午後 1時 50分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

( 日程の追加 議長発議 )

●石橋議長(石橋純二) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、日程第2の陳情第1号が可決されましたので、それに関わり総務教民常任委員会から発委第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、発委第6号を日程に追加

し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 追加日程第1 発委第6号 )

●石橋議長(石橋純二) 追加日程第1。発委第6号地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野委員長(平野一成) 議長、6番。

●石橋議長(石橋純二) はい、平野総務教民常任委員会委員長。

(平野総務教民常任委員会委員長登壇)

●平野委員長(平野一成) 発委第6号、令和5年6月16日。邑南町議会議長 石橋純二様。総務教民常任委員会委員長 平野一成。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。提案理由でございますけれども、先ほど行いました、陳情審査報告書で報告したとおりの内容でございます。なお、この件につきましては、10項目にわたりまして要望をしておるものでございます。この10項目につきましては皆様お手元別紙にて御参照いただいて、御理解、御確認をいただきたいと思っております。議員諸氏の賛同を求めます。以上です。

●石橋議長(石橋純二) 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 1時52分 休憩 ——

( ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間で意見書をお読みください。 )

—— 午後 1時54分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので質疑を終わります。

（平野総務教民常任委員会委員長降壇）

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。発委第6号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） 全員賛成。したがって、発委第6号地方財政の充実強化を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 閉会中の継続審査又は継続調査の付託について ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第14。閉会中の継続審査または継続調査の付託についてを、議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査又は継続調査の申出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申出のとおり、これを閉会中の継続審査または継続調査に付することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおりこれを閉会中の継続審査または継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 15 議員派遣 )

●石橋議長(石橋純二) 日程第 15。議員派遣についてを、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣いたしたいと存じます。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

( 閉会宣告 )

●石橋議長(石橋純二) 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。以上をもちまして本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和 5 年第 4 回邑南町議会定例会を閉会します。御苦勞様でございました。

—— 午後 1 時 57 分 閉会 ——